

第3部 管理

第1章 学校管理

第1節 公立小・中・義務教育学校

1 小学校 (義務教育学校の前期課程含む。)

年 度	学 校 数			児童数	学級数	学級編制基準	学級平均児童数
	本校	分校	計				
30	369	1	370	106,881	4,431	40 (35)	24.1
29	369	1	370	107,661	4,442	40 (35)	24.2
28	370	0	370	108,691	4,458	40 (35)	24.4
27	370	0	370	110,550	4,500	40 (35)	24.6

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級	40人 (ただし第1～3学年は35人)
複式学級	8人
	1年生を含む2の学年
	それ以外の2の学年
特別支援学級	15人
	8人

児童に基本的な生活習慣や学習習慣をより確実に身に付けさせるために、「小学校1年生、2年生及び3年生における少人数学級編制」を実施している。

平成13年度から順次実施している少人数指導と合わせ、個に応じたよりきめ細かい指導ができるための効果的な教職員の配置に努めている。

本年度の小学校 (義務教育学校の前期課程含む。) 教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	1	11	13	21	24	31	36
2	2	12	14	22	26	32	37
3	4	13	15	23	27	33	38
4	5	14	17	24	28	34	39
5	7	15	18	25	29	35	41
6	8	16	19	26	30	36	42
7	9	17	20	27	31	37	43
8	10	18	21	28	32	38	44
9	11	19	22	29	33	39	45
10	12	20	23	30	35	40	46

2 中学校（義務教育学校の後期課程含む。）

年 度	学 校 数			生 徒 数	学 級 数	学級編制基 準	学級平均児童数
	本 校	分 校	計				
30	179	1	180	54,308	1,922	40 (35)	28.3
29	179	1	180	56,079	1,976	40 (35)	28.4
28	180	1	181	57,438	2,004	40 (35)	28.7
27	184	1	185	58,453	2,022	40 (35)	28.9

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級 40人(ただし、第1学年は35人)

複式学級 編制しない

特別支援学級 8人

本年度の中学校（義務教育学校の後期課程含む。）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1――4	11――18	21――33	31――49				
2――6	12――19	22――35	32――51				
3――7	13――20	23――36	33――52				
4――8	14――22	24――37	34――54				
5――9	15――24	25――39	35――55				
6――10	16――25	26――40	36――56				
7――12	17――27	27――42	37――57				
8――14	18――29	28――43	38――58				
9――15	19――31	29――45	39――60				
10――17	20――32	30――47	40――61				

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、平成29年4月1日現在、小学校368校、中学校178校、義務教育学校2校となっている。統廃合による適正規模として、学級数について、小・中学校においては12学級から18学級まで、義務教育学校においては18学級から27学級までとされており、また、通学距離について、小学校においては4キロメートル以内、中・義務教育学校においては6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

平成29年4月2日から平成30年4月1日については、新設・廃止・統合・位置変更の実施はない。

管

理

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中の保有建物の構造別の状況は、平成24年度と平成29年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比）

(単位m²)

区分		年度	小学校						計	
			鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造			
校舎	岐阜県	29	1,437,232	% 95	43,826	% 3	31,041	% 2	1,512,099	% 100
	岐阜県	24	1,437,106	% 95	43,758	% 3	25,177	% 2	1,506,041	% 100
屋体	全国	29	79,637,000	96	2,169,000	3	1,098,000	1	82,904,000	100
	全国	24	80,877,000	97	2,072,000	2	1,210,000	1	84,159,000	100
寄宿舎	岐阜県	29	219,111	62	129,228	37	4,842	1	353,181	100
	岐阜県	24	212,395	60	133,331	38	5,715	2	351,441	100
寄宿舎	全国	29	8,881,000	53	7,731,000	46	197,000	1	16,809,000	100
	全国	24	8,919,000	52	8,205,000	47	219,000	1	17,343,000	100
区分	年度	中学校						計		
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	29	862,403	% 95	28,656	% 3	17,539	% 2	908,598	% 100
	岐阜県	24	884,194	% 95	29,720	% 3	14,364	% 2	928,278	% 100
屋体	全国	29	46,858,000	96	1,486,000	3	424,000	1	48,768,000	100
	全国	24	47,162,000	96	1,559,000	3	464,000	1	49,185,000	100
寄宿舎	岐阜県	29	185,108	79	46,413	20	2,426	1	233,947	100
	岐阜県	24	183,335	77	51,504	22	3,155	1	237,994	100
寄宿舎	全国	29	6,712,000	60	4,418,000	39	100,000	1	11,230,000	100
	全国	24	6,623,000	58	4,612,000	41	98,000	1	11,333,000	100
寄宿舎	岐阜県	29	—	—	—	—	—	—	—	—
	岐阜県	24	—	—	549	64	308	36	857	100
寄宿舎	全国	29	54,000	75	7,000	10	11,000	15	72,000	100
	全国	24	75,000	77	12,000	12	11,000	11	98,000	100

(注) 平成29、24年度とも5月1日現在

(2) 国庫負担(補助)事業の状況

平成29年度公立学校施設整備国庫負担(補助)事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担(補助)事業実績 (交付決定ベース)

区分	学校数	国庫負担 (補助)面積(㎡)	国庫負担 (補助)金(千円)	負担率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	1	5,318	905,043	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	1	193	22,913	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	1	1,138	157,349	1/2
危険建物の改築事業	0	0	0	1/3
不適格建物の改築事業(適正配置等)	0	0	0	1/3
大規模改造事業(老朽、障害、安全等)	48	26,407	800,574	1/3
防災機能強化事業	9	—	84,566	1/3
屋外教育環境整備事業	1	15,526	20,000	1/3
学校体育諸施設整備事業	2	285	15,001	1/3
学校給食施設整備事業	1	269	24,914	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	1	—	1,583	1/2
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	3	882	47,886	1/3
統合(改修)	0	0	0	1/2, 5.5/10
合計	62	50,018	2,079,829	

第2節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

平成29年度における公立高等学校(全日制)の数は、

県立高等学校 61校
市立高等学校 2校 } 計63校となっている。

これを設置学科別にみると、

ア 普通科(理数科及び英語科を含む。)のみを設置する学校 — 県立28校

イ 職業学科のみを設置する学校 — 県立17校、市町村立2校

ウ 普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 — 県立8校

エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校

オ 職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校

カ 総合学科のみを設置する学校 — 県立4校

となっている。

(2) 学区

「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」を廃止(平成30年4月1日施行)し、全県一学区とした。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようにになっている。

設置状況	設置者	県立	市立
定時制課程のみ		1校	1校
全日制課程と定時制課程の併置		6校	1校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1校	
定時制課程と通信制課程の併置		1校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、I部（午前）・II部（午後）・III部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

平成30年3月の中学校卒業予定者数が、昨年度より33名減少することや地区ごとの進学状況の差異を勘案し、県立全日制において70名の定員減とする入学定員の設定を行った。

各務原西高等学校、大垣東高等学校、大垣商業高等学校で、各40名（1学級）定員を増加した。一方、各務原高等学校、多治見高等学校、岐阜各務野高等学校で、各40名（1学級）定員を減じ、坂下高等学校、吉城高等学校において、1学級30名の定員を設定することで、坂下高等学校で30名、吉城高等学校で40名定員を減じた。なお、市立高等学校では、関商工高等学校で、40名（1学級）定員を減じた。

また、岐阜工業高等学校において、機械科を航空機械工学科に改編したうえで、8学科を4学科群に再編し学科群ごとの募集をおこなった。

加えて、加納高等学校（音楽）、不破高等学校（スポーツチャンバラ）、海津明誠高等学校（ヨット）、関有知高等学校（ライフル射撃）、八百津高等学校（ボート、カヌー）、東濃高等学校（ロボコン）、多治見工業高等学校（セラミック）、恵那農業高等学校（園芸）、坂下高等学校（福祉）、高山工業高等学校（建築インテリア）、飛騨神岡高等学校（ロボット）の11校において、県外からの募集をおこなった。

平成30年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課程	設置者	県立	市立	合計
全 日 制		14,010	440	14,450
定 時 制		600	120	720
通 信 制		320	0	320
合 計		14,930	560	15,490

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）については、平成7、8年度をピークとして低下傾向にあり、平成14年度には、94.0%となつたが、平成15年以降は増加し、現在ではほぼ95%程度で推移している。

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）

区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
岐阜県(%)	96.0	95.6	95.5	94.6	94.6	94.9	94.0	94.6	95.4	95.4	95.6
全国平均(%)	95.9	95.9	95.9	95.8	95.9	95.8	95.8	96.1	96.3	96.5	96.5
比較	0.1	△0.3	△0.4	△1.2	△1.3	△0.9	△1.8	△1.5	△0.9	△1.1	△0.9
区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
岐阜県(%)	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3	95.4	95.2	95.1	94.9	94.9	95.0
全国平均(%)	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4	96.5	96.5	96.5	96.6	96.6	96.4
比較	△1.1	△0.8	△1.2	△1.5	△1.1	△1.1	△1.3	△1.4	△1.7	△1.7	△1.4

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区分	校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積m ²	576,340	50,033	2,403	628,776	156,105	22,935	224	179,264

区分	屋内運動場 (武道場を含む)	プール	校地保有面積			
			建物敷地	運動場	実験実習他等	計
面積m ²	137,988	19校 水面積 8,987	1,180,927	1,252,327	1,633,568	4,066,822

(2) 平成29年度の整備状況

事業名	学校数	金額(千円)	うち国庫補助(千円)
校舎等整備	42	1,928,678	0
産振校舎	0	0	0
その他の	13	266,173	0
合 計	55	2,194,851	0

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 平成30年度の整備予定

事業名	学校数	金額(千円)	うち国庫補助(千円)
校舎等整備	42	1,953,429	0
産振校舎	0	0	0
その他の	7	289,349	0
合 計	49	2,242,778	0

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授業料等

平成22年4月から平成26年3月まで、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっていたが、平成26年4月からは、所得制限を設けて授業料相当額を支援する「高等学校等就学支援金」制度となっている。

区分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授業料	年額	118,800円	32,400円	118,800円	1単位 310円
	月額	9,900	2,700	9,900	
入学考查料		2,200	950	2,200	—
入学金		5,650	2,100	5,650	500

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること (新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が良以上) ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（主たる家計支持者の収入状況により判断する。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること（新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること
対象校種	大学（専攻科、別科及び大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（専攻科を除く）	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程

貸付月額	高専	県選奨生奨学金のみの場合	18,000円	自宅外通学又は 通学費高額負担者
		日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円	
	大学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円	
		日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円	
	高校	18,000円	選択	23,000円 28,000円
		30,000円		35,000円 40,000円
	私立 高校	30,000円	選択	35,000円 40,000円
		47,000円		52,000円 57,000円
利 息	無 利 息			

種類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（世帯全員の収入状況により判断するが、収入基準額は家族構成等により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること
対象校種	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（専攻科を除く）	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く）
貸付月額	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者
	高等専門学校	18,000円
	国公立高校	23,000円
		28,000円
	私立高校	35,000円
		40,000円
	入学支度金（希望者のみ）	
利 息	無 利 息	

第3節 特別支援教育

1 特別支援学校の現況

(1) 特別支援学校の整備

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。

平成18年3月に策定した「子どももががやきプラン」に基づき、平成29年4月までに8校を新設、1校を一括移転、1校を新築移転し、20校体制となった。また、平成29年3月に策定した「新子どももががやきプラン」に基づき、平成30年4月に1校を新設した。現在県立21校（うち1校は分校）、市立2校が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健理療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科理療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣接した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。開校時は医療型障害児入所施設岐阜県立希望が丘学園（現 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター）に隣接した学校で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。また、平成27年9月に岐阜市則武に新築移転し、平成28年4月には、高等部を設置した。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

県内初の知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成29年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立羽島特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成28年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、

昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。平成29年4月に肢体不自由部門及び病弱部門を設置した。

・**岐阜県立西濃高等特別支援学校**

知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成30年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・**岐阜県立海津特別支援学校**

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・**岐阜県立郡上特別支援学校**

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狹隘化のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・**岐阜県立関特別支援学校**

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に病弱部門を設置した。

・**岐阜県立中濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第1学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に閑特別支援学校内に分教室を設置した。

・**岐阜県立可茂特別支援学校**

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・**岐阜県立東濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉級した。平成28年4月に肢体不自由及び病弱部門を設置した。

・**岐阜県立恵那特別支援学校**

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・**岐阜県立下呂特別支援学校**

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・**岐阜県立飛騨特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・**岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校**

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣接した学校（分校）で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。平成28年4月に高等部及び肢体不自由部門を設置した。

・**岐阜県立飛騨吉城特別支援学校**

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・**岐阜市立岐阜特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・**各務原市立各務原特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置されている。平成17年3月（旧）岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。平成29年4月に各務原市立各務原特別支援学校と校名変更をした。

(2) 特別支援学級の整備

平成30年度は、小学校で12学級増、中学校で1学級減の結果、小学校648学級、中学校323学級、義務教育学校2学級、計975学級となった。

(3) 通級による指導

平成18年度より新設したLD、ADHD等を対象とする教室に加えて平成19年度より自閉症を対象とする教室を設置し充実を図った。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障がい者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、就学指導についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 子どもかがやきプランの策定

平成18年3月に「子どもかがやきプラン」を策定し、さらには、平成21年3月に改訂し、「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」を基本理念として、特別支援学校の整備や支援体制の確立、職業教育の充実など、特別支援教育の推進を図った。

(7) 新子どもかがやきプランの策定

「子どもかがやきプラン」が概ね完成したことを踏まえ、平成29年3月に「新子どもかがやきプラン」を策定した。「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念とし、高等特別支援学校の全県展開や発達障がい等のある児童生徒への支援強化、教員の専門性向上など、さらなる特別支援教育の推進を図ることとしている。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数(平成30.5.1現在)

区分	特別支援学校			特別支援学級						
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級数	小学校		中学校		義務教育学校		児童 生徒数
				学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	
視覚障がい	10	5	8	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	30	10	13	8	16	4	5	0	0	21
肢体不自由	179(2)	88(1)	119	22	31	10	15	0	0	46
知的障がい	485(1)	351(0)	210	340	1,556	167	667	3	3	2,226
病弱	48(10)	51(10)	55	3	6	3	5	0	0	11
言語障がい				0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				275	1,116	139	470	1	1	1,587
合計	752(13)	505(11)	405	648	2,725	323	1,162	43	4	3,891

(注) 児童・生徒数中()内の数は訪問教育児童・生徒数…内数

上記の他 国立小学校知的障がい3学級19人

国立中学校知的障がい3学級24人

県立特別支援学校の概況

区分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積m ²	93,115	8,631	0	101,746	873	0	0	873	102,619
比率%	91.5	8.5	—	100	100	0	—	100	/

学 校 数 21校(分校1校含む)

区分	屋内運動場	プール	校地面積				合計
			建物敷地	運動場	その他		
面積m ²	13,438	8校 水面積 1,431	214,677	130,418	38,327	383,422	

平成29年度県立特別支援学校施設の整備状況

事業名	学校数	金額	左のうち国庫補助
岐阜希望が丘特支整備	1校	421,197千円	32,139千円
西濃高等特支(仮称)施設整備	1校	128,790千円	—千円
岐阜本巣特別支援学校施設整備	1校	18,248千円	—千円

平成30年度県立特別支援学校施設の整備計画

事業名	学校数	金額	左のうち国庫補助
岐阜希望が丘特支整備	1校	1,001,093千円	141,074千円
西濃高等特支施設整備	1校	55,151千円	—千円
岐阜本巣特別支援学校施設整備	1校	343,692千円	—千円

第4節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実してきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18年、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編成基準を15人に引き下げた（義務教育学校の前期課程にも準用）。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している（義務教育学校の後期課程にも準用）。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県的視野に立って校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。

そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに、地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。

へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて56年目を迎えるまでに2,300人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり、困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まさに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度	-235人	53年度	-48人	4年度	-40人	18年度	-32人
40人	-78人	54人	-47人	5人	-48人	19人	-21人
41人	-71人	55人	-34人	6人	-47人	20人	-15人
42人	-70人	56人	-34人	7人	-41人	21人	-14人
43人	-90人	57人	-24人	8人	-49人	22人	-14人
44人	-80人	58人	-27人	9人	-46人	23人	-12人
45人	-55人	59人	-42人	10人	-39人	24人	-7人
46人	-65人	60人	-45人	11人	-46人	25人	-3人
47人	-84人	61人	-30人	12人	-38人	26人	-10人
48人	-64人	62人	-40人	13人	-36人	27人	-11人
49人	-42人	63人	-44人	14人	-25人	28人	-6人
50人	-58人	元人	-36人	15人	-25人	29人	-8人
51人	-56人	2人	-37人	16人	-8人	30人	-7人
52人	-44人	3人	-42人	17人	-37人		

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育事務所名	都市	級地	小学校			中学校			義務教育学校			計
				本校	分校		本校	分校		本校	分校	
西濃	大垣市	(準)	時	1								1
	揖斐郡	1	坂内	1		坂内	1					2
美濃	関市	2	板取	1								1
	郡上市	2	高鷲北	1								3
		3	石徹白、小川	2								
可茂	加茂郡	(準)	神測	1		神測	1					12
		1	久田見、蘇原、黒川、東白川	4		八百津東部、黒川、東白川	3					
		2	潮見、佐見	2		佐見	1					
東濃	中津川市	1	加子母	1		加子母	1					2
	恵那市	(準)	中野方	1								6
		1	飯地、串原、上矢作	3		串原、上矢作	2					
飛驒	高山市	(準)	岩滝、朝日	2		朝日	1					
		1	本郷	1								8
		2	莊川、柄尾	2		莊川、北稟	2					
	飛驒市	(準)	河合	1								4
		1	宮川	1								
		3	山之村	1		山之村	1					
	下呂市	(準)	上原	1								4
		1	菅田、東第一、馬瀬	3								
	大野郡	2							白川郷学園	1		1
小計				30			13			1		
合計				30			13		1			44

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、市町村において寄宿舎が開設されてきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、平成30年度はいずれも開設されていない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。

平成29年度においては、4市町において延べ5台のスクールバスが購入された。

なお、宿舎の整備実績はなかった。

第5節 教職員の人事

1 概 要

児童・生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。の中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質能力を高めることを目指して行われ、児童・生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中・義務教育学校

平成30年度小・中・義務教育学校の教職員定数は、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）7,374人、中学校（義務教育学校の後期課程含む。）4,400人、合計11,774人でその内訳は次のとおりである。

平成30年度小・中・義務教育学校教職員定数

種別	学校別 （義務教育学校の前期課程含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程含む。）	計
校長	364	177	541
教頭	393	208	601
主幹教諭	22	48	70
教諭	5,683	3,531	9,214
養護教諭	372	185	557
事務職員	389	194	583
充指導主任	45	6	51
栄養教諭	97	46	143
学校栄養職員	9	5	14
計	7,374	4,400	11,774

(注) 1 教頭に副校長含む。

2 義務教育学校長は小学校に含む。

(2) 高等学校・特別支援学校

平成30年度教職員定員数は、県立学校5,544人（高等学校3,793人、特別支援学校1,751人）市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校135人、計5,710人で、内訳は次のとおりである。昨年度に比べて4人増となった。

平成30年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区分	高等學校	特別支援学校	合計
校長	64	(1) 22	(1) 86
教諭等	(△10) 3,089	(△6) 1,612	(△16) 4,701
養護教諭	92	(1) 39	(1) 131
実習助手	284	(2) 35	(2) 319
寄宿舎指導員	—	(10) 75	(10) 75
事務（一般）	(△1) 218	(7) 75	(6) 293
事務（図書）	(△1) 53	—	(△1) 53
学校栄養職員	5	9	14
実習補助員	5	—	5
学校用務員	13	4	17
調理師	1	8	9
ボイラ技士	—	—	0
運転士	—	—	0
看護師	—	(1) 4	(1) 4
介護員	—	3	3
計	(△12) 3,824	(16) 1,886	(4) 5,710

(注) 1 () の数は、平成29年度からの増減数である。

2 市立定時制高等学校の定数31（校長1、教員30）を含む。

3 市立特別支援学校的定数135を含む。

3 平成30年度人事異動

(1) 小・中・義務教育学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

- a 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るために、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。
- b 校長、副校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し適所に配置する。特に男女共同参画社会の実現に鑑み優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

a 教員の人才育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。

また、学校間連携を図り、教育課題に対するマネジメント機能の維持・強化や、特別支援教育、多文化共生、へき地小規模校の人材育成などの諸課題に対応するために主幹教諭を70名配置した。

b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るために、職場経験の領域を広げる異動を推進する。

c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。

d 小学校・中学校・義務教育学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。

e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。

f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養教員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるように年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。また、食育を充実させるために、新たに2人を採用し、125人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長77人、教頭35人、教員222人、勧奨による退職者は校長2人、教頭2人、教員66人であった。普通退職者は、3月末で108人であった。新規採用者については、平成30年度教員採用選考試験合格者のうち、成績優秀なものから463人を採用した。

ウ 異動人事

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成30年度異動状況

校長等の異動状況

(平成30年度4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	平成29年度		
				新任	転任				
小学校	59	43	54	18	6	180	209		
				24					
				6	2	69	107		
中学校	21	13	27	8		0	2		
				0	0				
				0					
義務教育学校	0	0	0	24	8	249	318		
				32					
合 計	80	56	81						

副校長の異動状況

(平成30年度 4月)

項目 学校	退職	教諭等→副校長	副校長→副校長	事務局→副校長		計	平成29年度
				新任	転任		
小学校	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0	0
義務教育学校	0	0	0	0	0	0	1
合 計	0	0	0	0	0	0	1

教頭の異動状況

(平成30年度 4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	平成29年度
				新任	転任		
小学校	32	67	76	8	3	186	187
中学校	8	44	34	7	5	98	96
義務教育学校	0	0	0	1	0	1	4
合 計	40	111	110	16	6	285	287
				24			

特別支援学校の部主事の異動状況

(平成30年度 4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	平成29年度
				新任	転任		
特別支援	0	1	0	0	0	1	1

一般教職員異動状況

(平成30年度 4月)

退職者		区分		計		平成29年度
		小学校	中学校	義務教育学校	計	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	
		勵奨	年	0	0	
		普通等	年	0	0	
		定年	年	0	0	

区分		計	平成29年度
異動	小学校 → 小学校	778	1,805
	中学校 → 小学校	238	
	義務教育学校 → 小学校	3	
	特別支援 → 小学校	15	
	事務局 → 小学校	1	
	割愛・日本人学校 → 小学校	19	
	小学校 → 割愛・日本人学校	26	
	小学校 → 中学校	204	
	中学校 → 中学校	412	
	義務教育学校 → 中学校	3	
	高等学校 → 中学校	2	
	特別支援 → 中学校	8	
	事務局 → 中学校	1	
	割愛・日本人学校 → 中学校	17	
	中学校 → 割愛・日本人学校	36	
	小学校 → 義務教育学校	5	
	中学校 → 義務教育学校	1	
	義務教育学校 → 義務教育学校	0	
	特別支援 → 義務教育学校	0	
	事務局 → 義務教育学校	0	
	割愛・日本人学校 → 義務教育学校	1	
	義務教育 → 割愛・日本人学校	0	
計		1,770	

区分		計	平成29年度
新規採用者		(小295、中167) 462	440
異動総合	計	2,624	2,636
事務職員	新任	16	171
	転任	123	
	退職	18	
学校栄養職員	新任	1	2
	転任	0	
	退職	1	

平成30年度人事異動総括表

(平成30年度 4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	平成29年度
小 学 校	校 長	61	60	59	180	209
	副 校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	75	79	32	186	187
	主幹教諭	10	4	0	14	12
	一般職員	295	1,040	265	1,600	1,625
	計	441	1,183	356	1,980	2,033
中 学 校	校 長	19	29	21	69	109
	副 校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	52	39	8	99	98
	主幹教諭	23	1	0	24	32
	一般職員	167	639	129	935	939
	計	261	708	158	1,127	1,178
義務教育学校	校 長	0	0	0	0	2
	副 校 長	0	0	0	0	1
	教 頭	1	0	0	1	4
	主幹教諭	0	0	0	0	0
	一般職員	0	7	0	7	35
	計	1	7	0	8	42
特別支援学校(中学校の内数)		1	16	2	19	19
合 計		703	1,898	514	3,115	3,253

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	平成29年度
事務職員	小 学 校	11	75	14	100	111
	中 学 校	5	46	4	55	60
	義務教育学校	0	2	0	2	4
	計	16	123	18	157	175
学校栄養職員	小 学 校	1	0	1	2	1
	中 学 校	0	0	0	0	0
	義務教育学校	0	0	0	0	1
	計	1	0	1	2	2
異動総合計		720	2,021	533	3,274	3,430

エ 県外・海外の計画的事人

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教員の人事交流の実績があつたことから、47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県

へ派遣した。

平成28年度は7名の教員を震災支援派遣教員として熊本県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3ヵ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派 遣 先
28	4	ペナン、ジョホール、上海、プラハ
29	2	台北、マナウス
30	7	蘇州、上海、天津、サンパウロ、シドニー、ウィーン、ハンブルグ

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- a 各学校の特色や実情を考慮し、長期的展望に立って適材を適所に配置する。特に人事異動にあたっては、今後少子化の進展が見込まれる中、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、経験や専門性を考慮した異動に配慮する。
- b 教育長等による校長面談や若手教頭面接を通して、管理職としての適性や力量を測り、効果的な人事配置に活用する。
- c 任用にあたっては、その職責の重要性に鑑み、人間性が豊かで創造力と指導力に富み、自ら率先して行動できる人材を幅広く登用する。特に若手や女性の積極的な登用を図る。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想を踏まえながら、免許教科や、年齢、勤務歴、健康状況及び能力意欲実績等を勘案して、適材を適所に配置する。
- b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、教員の指導力を生かし高める異動を推進する。特に同一校に長年勤務する者は、経験の幅を一層広げるため積極的な異動対象とする。また、採用後10年目までに複数校を経験することとする。
- c 全日制の課程と定時制及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、県立学校と小中学校との交流などを通じて異なる課程や校種を経験させる計画的な異動を積極的に推進する。
- d 将来学校のリーダーとして期待できる中堅職員の研修派遣を計画的に実施する。
- e 新規採用者は、教職に対する基礎的な資質を身につけさせ、幅広い知見を得るために、将来を展望して計画的に配置する。
- f 再任用教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勧奨による退職者は、校長28人を含む156人であった。普通退職者は、3月末で18人であった。新採用者については、退職補充及び定員増等により平成30年度教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から201人（実習助手を含む）を採用した。

ウ 異動状況

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成30年度定期人事異動総括表

(平成30年4月)

区分	新任	転任	退職	出向	計	平成29年度
校長	27	13	29	—	69	58
副校長	9	0	2	—	11	10
教頭	44	15	16	—	75	65
特別支援学校部主事	23	3	2	—	28	30
教諭	180	440	114	—	734	733
養護教諭	4	8	4	—	16	29
実習助手	18	12	8	—	38	47
寄宿舎指導員	0	5	2	—	7	6
事務職員等	48	51	26	22	147	202
計	353	547	203	22	1,125	1,180

(注) 1 退職者の定年・勧奨退職者数 182人 (前年189人)

校長 28 (23) 特別支援学校部主事 2 (0)

副校長 2 (1) 教職員 108 (123)

教頭 16 (8) 事務職員等 26 (34)

2 全日制と定時制・通信制との交流 36人 (前年52)

定時制・通信制→全日制 17 (24) 全日制→定時制・通信制 19 (28)

3 事務職員等の知事部局等との人事交流 72人 (前年73人)

学校→知事部局 22 (24) 教委事務局→学校 3 (6)

学校→教委事務局 2 (9) 知事部局等→学校 45 (34)

エ 県外の計画的人事

(ア) 他県(鹿児島県)との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3ヵ年である。(平成30年度も各1人の人事交流を行った。)

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については(1)以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(以下「人確法」という。)により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善(昭和49年1月1日実施)

給料表の改善

教育職給料表(三)の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

第2次改善(昭和50年1月1日実施)

(1) 給料表の改善

教育職給料表(三)の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。

また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次（前期分）改善（昭和52年4月1日実施）

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額の最高額の引き上げが行われた。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次（後期分）改善

(1) 義務教育等教員特別手当の改正（昭和53年4月1日適用）

月額の最高額を引き上げた。

(2) 管理職手当の改正（昭和54年1月1日適用）

大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和53年4月1日適用）

手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和55年4月1日適用）

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

(1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）

4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）

配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）

職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。

(4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）

給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。

(5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）

妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）

夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）

従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることとした。

また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の

一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。

(8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）

日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。

なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。

(10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）

(12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）

(13) 多胎妊娠の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）

(14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし、経過措置あり）

(15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）

(16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）

平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勧奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。

(17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）

(20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）

(21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）

(22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）

(23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）

(24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）

(25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）

20年以上勤続して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。

(26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。（平成17年1月1日適用）

(27) 20年以上勤務して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。（平成17年3月31日施行）

(28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。（平成17年4月1日適用）

(29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。（平成17年4月1日）

(30) 給与構造改革を実施した。（平成18年4月1日適用）

- ・給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行

- ・昇給日（1月1日）を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給

- ・地域手当の新設

- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成18年4月1日適用）
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。（平成18年4月1日適用）
- (33) 管理職手当を定額支給とした。（平成19年4月1日適用）
- (34) 休息時間を廃止した。（平成19年4月1日適用）
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正（平成19年4月1日適用）
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当（部活動手当等）の額を倍増した。（平成20年10月1日適用）
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正（平成21年1月1日適用）
月額の最高額を引き下げた。
- (38) 紹料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。（平成21年4月1日適用）
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正（平成21年4月1日適用）
紹料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定（平成21年4月1日適用）
現下の厳しい財政状況にかんがみ、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 紹料表の改正（平成21年12月1日適用）
若年層を除き、紹料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正（平成22年1月1日適用）
月額の最高額を引き下げた。
- (43) 紹料の調整額の改正（平成22年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正（平成22年4月1日適用）
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正（平成22年4月1日適用）
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成22年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正（平成22年6月30日適用）
子の看護休暇の拡充
一年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮（平成22年8月1日適用）
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正（平成23年1月1日適用）
月額の最高額を引き下げた。
- (50) 紹料の調整額の改正（平成23年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (52) 紹料の調整額の改正（平成23年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年4月1日適用）
自宅にかかる住居手当（単身赴任者にかかるものを含む。）を廃止した。

- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年4月1日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年4月1日適用）
退職手当の支給率を平成26年7月にかけて段階的に引き下げるのこととした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年4月1日適用）
- (60) 岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例の制定（平成25年7月1日適用）
国からの要請に基づく職員の給与の減額を実施
- (61) 高齢層職員の昇給昇格制度の改正（平成26年1月1日適用）
55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。位の号給から昇格する場合の昇格後の号給を抑制した。
- (62) 通勤手当の改正（平成26年4月1日適用）
自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、60以上の距離区分を新たに設け、手当額を増額した。
- (63) 技能職員等の給料表切替（平成26年4月1日適用）
技能職員等の適用する給料表を行政職給料表から技能労務職給料表に切り替え。
- (64) 特別休暇制度の一部改正（平成26年4月1日適用）
家族看護休暇を、学校等において実施される行事に出席する場合に取得できるよう拡充した。
- (65) 週休日の振替期間の改正（平成26年4月1日適用）
公立学校の教職員が土曜授業等を行った場合の週休日の振替期間を前8週後16週に拡充。
- (66) 配偶者同行休業制度を導入した。（平成26年8月1日適用）
- (67) 給与制度の総合的見直しを実施した。（平成27年4月1日適用）
現行の給与水準を維持しつつ、給料表における給与カーブを見直した。
- (68) 教育職員手当（部活動手当等）の額を25%増額した。（平成27年4月1日適用）
- (69) 単身赴任手当の改正（平成27年4月1日適用）
基礎額及び加算額を引き上げた。
- (70) 寒冷地手当の改正（平成27年4月1日適用）
支給対象地域及び支給対象公署を見直し。
- (71) 地域手当の改正（平成28年4月1日適用）
支給地域及び支給割合を拡充した。
- (72) 介護時間制度の新設（平成29年1月1日適用）
連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能。
- (73) 教育職員手当（部活動手当等）の額を20%増額した。（平成30年1月1日適用）
- (74) 退職手当の支給率を引き下げ、調整額を引き上げた。（平成30年4月1日適用）
- (75) 扶養手当の改正（平成30年4月1日適用）
配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げた。（段階実施）

5 教職員の免許

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的としており、学校教育制度の根幹をなすもので、その授与は、各都道府県の教育委員会が行っている。

(1) 免許状の授与

免許事務は、毎月25日までに受理した申請書類を、末日付けで処理し、翌月にその交付を行っている。

なお、臨時免許状の交付に当たっては、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状所有者には、その期間内での正規の資格取得を促している。

平成29年度の授与件数は、次のとおりである。

平成29年度免許状授与等件数

免許状の種類			件 数	免許状の種類			件数
小 学 校	専 1 2	修 種 種	56 721 61	特別支援学校	専 1 2	修 種 種	4 37 137
中 学 校	専 1 2	修 種 種	66 695 53	特別支援学校 (自立教科等)	1	種	0
高 等 学 校	専 1	修 種	81 726	特別支援学校 (領域追加)	専 1 2	修 種 種	0 2 12

免許状の種類			件 数	免許状の種類			件数	
幼 稚 園	専 1 2	修 種 種	7 183 434	臨 時 免 許	幼 小 中 高 等 特 別	稚 学 学 等 学 支 援 學	園 校 校 校 校 校 校	— — — 2 —
養 護 教 諭	専 1 2	修 種 種	0 12 15	書 換 え ・ 再 交 付			513	
栄 養 教 諭	1 2	種 種	13 6	計			3,836	

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であつて地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

平成29年度の失効件数は、次のとおりである。

失効した免許状 5件

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認

められるとき。

- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- ・免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

平成29年度の取り上げ件数は次のとおりである。

実績なし

(4) 免許教科外教科担任の認可

一定の要件の下で、その校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担任することを、一年に限って許可している。

平成29年度の許可件数は、次のとおりである。

平成29年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分	教科	国語	社会	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭
中学校	10	17				47	9	1	14	58	0	73	79
高等学校	0		1	7	0	1	0	0	0	0	0		3
特別支援学校	2	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	8	5
計	12	17	1	7	49	12	1	18	58	0	81		87
学校区分	教科	外国語	書道	看護	情報	農業	工業	商業	福祉	宗教	工芸	職業	計
中学校	13										0		321
高等学校	3	2	0	55	0	7	2	9	0	2	0		92
特別支援学校	0	1	0	7	0	6	5	1	0	0	0		43
計	16	3	0	62	0	13	7	10	0	2	0		456

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要な場合には、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を所持していない者であつても、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持つている社会人を、特別非常勤講師として届け出ることで任用が可能となっている。

平成29年度の届出は、小学校34件、中学校13件、高等学校157件、特別支援学校73件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

平成29年度において免許状を取得させるために実施した事業は、次のとおりである。

①免許法認定講習

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 7月16日から12月16日まで

場 所 岐阜大学

岐阜盲学校

OKBふれあい会館

岐阜聖徳学園大学

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目

特別支援教育に関する科目

平成29年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 す る 科 目 5講座	56
教 職 に 関 す る 科 目 6講座	507
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 9講座	829
計 20講座	1,392

6 教職員団体

- 岐阜県教職員組合
- 揖斐郡教職員組合
- 可児都市学校職員組合
- 岐阜県学校職員組合
- 岐阜県公立小中学校事務職員組合
- 岐阜県職員組合
- 岐阜県公立学校教職員組合

第6節 公立幼稚園

平成18年に改正された教育基本法において、「幼児期の教育」の重要性が明確に位置付けられ、地方公共団体は、その振興に努めることが定められた。

本県においても、教育基本法に基づく岐阜県の教育振興基本計画として、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を、平成26年3月に「第2次岐阜県教育ビジョン」をそれぞれ策定した。いずれにおいても、その基本目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した。

平成20年10月には「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。その後、同会からの提言を受けて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、平成22年3月に「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られてきた。

平成27年度は、県内6地区において「幼保小連携推進地区協議会」を実施した。さらに「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン策定委員会」(岐阜県幼児教育推進会議を兼ねる。)を設置し、「第1次岐阜県幼児教育アクションプラン」の成果と課題を踏まえつつ、今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討をした。その中で審議されたことをもとに、平成28年3月に「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。平成29年度は、「幼保小連携資料(接続期カリキュラム)」を作成した。平成30年度は、同資料を県内に広く普及させるとともに、活用を促す。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1園当たり学級数 B / A	本 教 員 C	務 数 C	1園当たり教員数 C / A	園 児 数 D	1園園児数 D / A
平成9年度	93	309	3.32	481	5.17	6,603	71.0	
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6	
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3	
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7	
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7	
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8	
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2	
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3	
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5	
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6	
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8	
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7	
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4	
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1	
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9	
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6	
平成25年度	83	275	3.31	561	6.76	4,360	52.5	
平成26年度	84	295	3.51	589	7.01	4,483	53.4	
平成27年度	80	280	3.50	568	7.10	4,323	54.0	
平成28年度	81	291	3.59	581	7.17	4,550	56.2	
平成29年度	75	279	3.72	559	7.45	4,379	58.4	

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
幼 犹園数	197	197	197	198	197	196	200	193	192	192
就園率(本県)%	56.8	57.1	55.0	55.6	54.5	53.4	53.3	51.5	48.4	47.8
就園率(全国平均)%	62.5	62.2	61.0	61.6	60.6	59.3	58.9	58.5	57.7	57.2

年 次	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
幼 犹園数	188	188	188	188	188	188	188	184	184	177
就園率(本県)%	47.6	47.5	48.0	47.9	46.3	46.5	45.2	45.5	45.3	45.3
就園率(全国平均)%	56.7	56.4	56.2	55.3	55.1	54.8	54.2	53.5	48.5	46.5

(学校基本調査幼稚園・小学校による。幼稚園修了者数／小学校入学者数)

県乳幼児年齢別推計人口 (平成29年10月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果－県統計課－)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	14,294	15,147	15,185	15,344	15,946	16,563

第7節 私立学校

1 幼稚園

平成30年5月1日現在、幼稚園100園が設置されており、在籍園児数は16,554人である。幼稚園に対する助成制度としては、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会等に対して補助金等を交付する。

私立幼稚園教育振興費補助金	4,190,806千円（うち教育改革推進特別補助金 804,324千円）
耐震整備事業費補助金	18,056千円
幼児教育緊急環境整備事業費補助金	20,000千円
認定こども園施設整備事業費補助金	414,731千円
私立幼稚園連合会補助金	270千円
私立幼稚園P T A連合会補助金	180千円
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円

2 小・中学校

平成30年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校570人、中学校1,442人である。

3 高等学校

平成30年5月1日現在、全日制課程15校、通信制課程5校が設置されており、在籍生徒数全日制課程11,693人、通信制課程2,204人である。

高等学校に対する助成制度としては、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、グローバル人材の育成を目的とした事業等に対し補助金を交付する。また、家庭の経済的状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ちこめるよう、就学支援補助金及び授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校教育振興費補助金（小・中学校分を含む。）	5,002,970千円
（うち教育改革推進特別補助金）	654,800千円
私立高等学校等就学支援補助金	2,013,000千円
私立高等学校等奨学給付金	136,829千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	5,984千円
私立学校授業料軽減補助金（小・中学校分を含む）	216,269千円
私立小中学校就学支援補助金	17,430千円
私立高等学校修学バックアップ貸付金	47,700千円
岐阜県選奨生奨学金	42,168千円
岐阜県子育て支援奨学金	37,530千円
社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円
ぎふグローバル人材育成推進モデル事業費補助金	8,000千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

平成30年5月1日現在、学校法人立22校、その他法人立4校、個人立1校の計27校があり、在籍生徒数は3,314人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

[専門課程]

服飾・家政関係	8	医療関係	7	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業実務関係	2	文化・教養関係	2		

[高等課程]

服飾・家政関係	4	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

[一般課程]

服飾・家政関係	7	衛生関係	1
---------	---	------	---

(2) 各種学校

平成30年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立17校、個人立11校の計35校であり、在籍生徒数は3,400人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	10校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他の	9校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	148,200千円
(うち教育改革推進特別補助金)	36,990千円)
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
(うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金)	1,400千円)
専修学校専門課程就学支援補助金	2,716千円

5 その他

- 文部科学省所轄の私立学校は、大学8校、短期大学10校の計19校がある。
- 私立大学協会補助金 90千円
- 私立短期大学協会補助金 90千円
- 私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して91,565千円を補助する。
- 私立学校教員の福利向上を図るため、社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して208,215千円を補助する。
- 私立学校教員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。
- 市町村が行うブラジル人等子弟に対する交流支援のための事業に対して3,000千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためにには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るもの概要は、以下のとおりである。

2 平成29年度の教育調査統計

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成28会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査した。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係並びに地方教育行政機関の組織等の状況についてもあわせて調査した。

3 平成30年度の教育調査統計計画

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るために、次の統計調査を実施する。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成29会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について財源別・支出項目別に調査する。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査する。

(2) 子供の学習費調査

子供を公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した経費を、学校教育のために支出した経費、学校や学校教育関係団体に納付あるいは寄付した経費、及び補助学習やけいこごとのために支出した経費に区分し調査する。

(3) 社会教育調査

社会教育行政機関及び公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター等の社会教育施設を対象として、職員数や前年度の事業実施状況について調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 平成29年度の事業

(1) 広報活動

ア 平成29年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5 判161ページ年1回、210部発行。岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説をし、主として県内教育機関に配布した。また、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2018年度版岐阜県教育のすがた」(日英併記)の発行

A 4 判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者等に配布した。

ウ 「岐阜県ふるさと教育実践集」の発行

A 4 判40ページ年1回、1,600部発行。県内各地で行われている「ふるさと教育」の優れた実践を紹介し、教育関係機関に配布した。

エ その他の広報活動

県広報「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」(ぎふチャン)等の県政広報番組、地デジ・データ放送、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

オ パブリシティー活動

教育委員会決定事項や各種調査の結果、事業など、県政記者クラブを通じて報道機関への情報提供を行った。

月別種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者発表	0	0	1	1	0	2	1	1	1	1	1	3	12
資料配布	9	4	4	12	18	10	17	11	11	7	16	11	130
計	9	4	5	13	18	12	18	12	12	8	17	14	142

(2) 広聴活動

教育行政施策に反映させるため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聞く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング

開催日	開催場所	参加者(人数)	意見交換の主なテーマ
7/7 (金)	岐阜市立岐阜中央中学校	教員・管理職(7)	働き方改革について
7/7 (金)	垂井町立垂井小学校	教員・管理職(9)	働き方改革について
9/14 (木)	白川村立白川郷学園	教員・管理職(9) 児童生徒(6)	へき地小規模校の勤務について 義務教育学校で頑張っていること
9/15 (金)	県立飛騨神岡高等学校	生徒(10)	生徒会活動や部活動で頑張っていること
9/15 (金)	神岡町立神岡中学校	生徒(6) 管理職(4)	今頑張っていることをどう将来につなげるか 生徒に力を付けるための学校の取組
10/11 (水)	美濃加茂市立西中学校	教員・管理職(12) 生徒(6)	生徒が楽しいと思える学校づくり 皆が楽しいと思える学校づくり

開催日	開催場所	参加者（人数）	意見交換の主なテーマ
11/6 (月)	中津川市立 加子母小学校	加子母教育協議会(4) 管理職(2)	地域や小中連携の取組について
11/17 (金)	美濃市立 牧谷小学校	児童(21) 教員・管理職(5)	体験を通して学んだこと 勤務状況について

イ 教育モニター情報連絡会議

4回開催（岐阜地区、西濃地区、東濃地区、飛騨地区で実施）

3 平成30年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 平成30年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判約160ページ、210部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説

イ 教育便覧「2019年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

A 4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、県広報「岐阜県からのお知らせ」、県政広報番組、地デジ・データ放送、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

エ パブリシティー活動

記者会見…県政記者クラブに対して、教育委員会決定事項、各種会議・調査結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布する。

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から意見、要望を聞くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、保護者などとの意見交流の場を設ける。

第4章 表彰

1 岐阜県教育委員会表彰

(1) 各界功労者表彰

岐阜県の教育、学芸その他文化の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目に該当するものに対して行う。

ア 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、技芸及び芸術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。

イ 公務員としてその職責を遂行するため常に研究と修養に努め教育又は事務能率の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。

ウ 天災等に際し特別の功労があったとき。

エ その他特に表彰することを適當と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。

表彰は市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の本庁の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員の会議において決定する。

推薦は、原則5月末日まで行うものとし、表彰は8月中に行う。

第69回岐阜県教育功労者表彰

式典 平成29年8月24日 岐阜県美術館特別応接室

- ・多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 9名

※社会教育に関する功績の表彰については、平成29年度から知事部局へ移管

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

ア 永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

- (ア) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年

岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

- (イ) 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

- (ウ) 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

- (エ) その他特に表彰することが適当である場合

表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村（組合）の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

第69回岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

- ・勤続20年以上に達し他の規範であるもの 241人

（高等学校・特別支援学校53人、中学校56人、小学校118人、事務局等14人）

- ・勤続30年以上に達し他の規範であるもの 473人

（高等学校・特別支援学校113人、義務教育学校2、中学校112人、小学校236人、事務局等10人）

イ 退職教員表彰

教職員として多年にわたり勤務した者等が退職した場合において、特に県教育に貢献した者を表彰する。

平成29年度退職教員表彰 602人

（高等学校・特別支援学校159人、中学校116人、小学校326人、事務局等1人）

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰する。

ア 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等の育成に貢献したと認められる者

イ 同一種目の部等を永年指導し、部活動の振興発展に顕著な功績が認められる者

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化の振興、発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰する。

ア 全国的大規模以上の大会等において入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかつたもの

イ 清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

平成29年度岐阜県教育委員会教育長表彰

式典 平成30年2月21日 O K B ふれあい会館展望レセプションルーム

優秀部育成者 4人（高等学校4人）

永年指導者 9人（高等学校9人）

成績優秀者 11件（高校生7件）

成績優秀団体 7件（高等学校6件）

第5章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県の教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」を策定した。平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。

平成16年には、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。

2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

県では、平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐり様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県の教育を総点検し、岐阜県の教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成20年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

3 「第2次岐阜県教育ビジョン」の策定

平成21年度以降、「岐阜県教育ビジョン」に沿って、様々な施策を展開しながら本県教育の推進を図ってきた。しかし、その計画期間が平成25年度末で終了することから、社会経済情勢の変化や教育を取り巻く課題を踏まえた「第2次岐阜県教育ビジョン」（計画期間：平成26年度～平成30年度）を平成26年3月に新たに策定した。第2次教育ビジョンの策定にあたっては、教育委員による審議を中心に、各界の外部有識者により構成される「岐阜県教育ビジョン検討委員会」（平成25年1月～平成26年2月）を設け、今後推進すべき教育施策について広く意見交換を実施した。

第2次教育ビジョンでは、「高い志とグローバルな視野をもって自分の夢に挑戦し、地域の発展のために行動できる地域社会人の育成」を基本理念に掲げ、その実現に向け、身に付けるべき資質能力として、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく、生きていこうとする心」である「清流スピリット」に加え、「自立力」「共生力」「自己実現力」の3つの力を掲げた。

また、学力の定着や道徳性の涵養、豊かな人間性の醸成など「時代を超えて変わらないテーマ」については引き続き大切に取り組んでいくこととし、グローバル化や情報化に対応した教育、いじめや不登校に対する支援体制の強化、危機管理体制の充実など「時代の変化に柔軟に対応していくべきテーマ」も取り入れた。

さらに、新たな3つの「重点政策」（学力向上を核とした小・中学校教育の改善、中長期的な将来を見据えた高等学校の改革、卒業後を見据えた特別支援学校の充実）を設け、計画期間の5年間、個別・重点的に取り組むべき課題への対応を示した。

4 新教育委員会制度への移行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、「新教育委員会制度」が導入されることとなった。この制度は、教育行政における責任体制の明確化、地域の民意を代表する首長との連携の強化等を目的としており、教育委員長と教育長が一本化され、新「教育長」の設置、知事と教育委員会が協議を行う「総合教育会議」の設置、知事による教育に関する「大綱」の策定等が定められた。

新「教育長」の設置については、経過期間が設けられており、従来の教育長の在任期間（～平成29年3月31日）は、旧制度のまま存置することもできたが、法律の施行日に新「教育長」を置いた。また、平成28年3月に「岐阜県教育大綱」（平成28年度～平成30年度）が策定された。「第2次岐阜県教育ビジョン」との関係は「大綱は施策の基本となる方針を示すもので、具体的な施策を示すアクションプランのようなものが教育ビジョンである」と整理された。

第6章 研修

第1節 平成29年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- 所在地 岐阜市薮田南5-9-1
- 設置年月 昭和45年4月

2 平成29年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の推進は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成21年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、このような経緯から教育現場と直結した研修体系を確立しており、特に初任者研修、大学連携、情報教育、企業研修等は全国的にも高い評価を得ている。また、毎年の事業内容見直しにより、教科指導力向上研修、マネジメント研修、特別支援教育に関わる研修、情報教育に関わる研修等、社会の変化や学校現場のニーズに応える講座を随時開設し、学校現場の教員への支援を積極的に行っている。

平成29年度は、総合教育センターの基本方針として「教職員のキャリアアップを図る研修の充実『学び続ける教職員』（センター研修の充実+校内研修の活性化）」を掲げ、教員研修の構築と充実に一層努めた。

(1) 研修事業

ア 基本認識

学校のニーズや個々の教職員の課題に応じた講座を開設するとともに、校内研修への支援を一層充実させ、岐阜県教育の推進者として必要な資質・能力の育成を図る。

イ 重点

- (ア) 管理職の学校経営力の向上
- (イ) 若手教員の実践的指導力の育成
- (ウ) 教育課題への対応力の向上
- (エ) 派遣型研修等による市町村・学校への支援
- (オ) 研修成果の還元

ウ 基本研修講座 70講座

参加人数 幼稚園58人 小学校1,661人 中学校1,428人
高等学校919人 特別支援学校517人 その他114人
合計4,709人

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

エ 専門研修講座 109講座

参加人数 幼稚園117人 小学校965人 中学校693人
高等学校3,027人 特別支援学校1,690人 その他259人
合計6,776人

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

オ 出前講座 6講座(のべ55回)

参加人数 合計1,511人

(2) 主な教員派遣事業

- ア 英語教育海外派遣研修（独立行政法人教職員支援機構主催）2か月間、1人
国外大学プログラム 1か月、10人
- 若手教員米国派遣交流事業（外務省主催）3週間、1人
- 日韓学術文化青少年交流事業（日韓文化交流基金主催）10日間、1人

- イ 教職員等中央研修（独立行政法人現教職員支援機構主催）
副校长・教頭等17日間、3人、中堅職員18～25日間、3人
派遣先：独立行政法人現教職員支援機構（茨城県つくば市）
 - ウ 生徒指導指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）
中・特別支援学校生徒指導主事8日間、2人
 - エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修
専門研修 2か月間、6人
研究協議会 3日間×2、6人
 - オ 産業教育派遣研修
産業・情報技術等指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）
5日間、4人
産業教育実習助手（独立行政法人教職員支援機構主催）5日間、
高等学校1人
 - カ 岐阜県長期内地派遣研修
3か月間、3人
 - キ 教頭等民間派遣研修
教頭、教務主任等 民間企業等へ1か月、10人
- (3) 教育情報事業
教育関係の資料は、図書27,479冊、教育研究資料48,407冊、雑誌48,911冊、視聴覚資料1,952点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書17,546冊などを所蔵している。
それら資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。
- (4) 科学教育等の事業
ア 岐阜県児童生徒科学作品展
県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第62回児童生徒科学作品展を10月28日から10月29日の2日間開催した。出品点数は、各地区展に出されたものを含めると3,033点であった。
科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第44集を刊行し、県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び関係教育機関に配布した。

第2節 平成30年度の計画

1 総合教育センター事業の内容

(1) 基本方針と基本コンセプト

育成指標に基づき教職員が目的をもって
キャリアアップを図る仕組みの構築
「自ら学び続ける教職員」

①基本認識

岐阜県教育の基本理念である「ぎふの人間像」（高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」）の実現に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るために研修の充実を図る。

②重点

- 選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上
- 管理職の資質の基盤強化
- ICTによる効果的な研究環境の整備
- 出前講座等による校内研修の活性化

(2) 重点施策

①選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上

- ・「自ら受講」する講座（選択講）を151講座開設した。平成29年度比で、48講座増である。
- ・育成指標に基づき全校種「学習」「生徒指導」「経営・分掌」の3つの柱で研修講座を設ける。自己課題に応じて研修講座を選択し受講する「基礎形成研修」を実施する。
- ・管理職は育成指標を基にし、基礎形成期において身に付けたい力を、どのようにつけていくのか期首面談等で若手教員と十分な話し合いを行い、校内研修と校外研修のプランニングをする。

②管理職の資質の基盤強化

- ・法令に基づく事務処理やコンプライアンス意識の向上を図るため、すべての管理職を対象に、弁護士を講師とする研修を実施する。
- ・ハラスマントの発見・防止や、業務遂行に係る適切な労務管理について、すべての管理職を対象に、臨床心理士を講師とする研修を実施する。
- ・新任～2年目の校長や教頭に対し、事務局職員や弁護士等を講師とする従来からの研修項目に加え、新たに労務管理に関する組織マネジメント研修や、パワーハラの防止に関する研修を追加した。

③ICTによる効果的な研究環境の整備

- ・テレビ会議システムを利用した研修講座を8講座から24講座に拡大した。
- ・新たに、飛騨地区の県立学校9校に、簡易なWeb会議システムを導入し勤務場所を離れず、いながらの研修を実施する。
- ・在勤でいつでも何度でも受講できるよう著作権入門や国立特別支援教育総合研究所の特別支援教育研修講座基礎編コンテンツを活用した特別支援教育基礎講座等の6講座を開設する。

④出前講座等による校内研修の活性化

- ・各学校からの要望に対応し、授業改善研修の教科を拡充するなど、出前講座の充実を図る。→出前講座「授業改善シリーズ」
- ・高等学校、特別支援学校が、学校活性化プログラム等により、より充実した校内研修が推進できるよう、研修についての出前講座の申し込みや相談を随時受け付ける。
- ・県内の教育研究所への講師派遣や各地区において研修講座の開催を促進することで、より多くの教職員が研修に取り組めるようにする。

(3) 総合教育センターの講座開設の工夫

- ・研修成果の還元を充実させるため、「還元度アンケート」を改善する。（H27.4.～）

(4) 内容（詳細は、岐阜県総合教育センターHP <http://www.gifu-net.ed.jp/ggec/>へ）

①「必ず受講」する講座（58講座）経験年数に応じた研修（上段）・職務に応じた研修（下段）

講 座 名（略称）	対 象
初任者研修	幼 小 中 義 高 特
新規採用養護教諭研修	小 中 義 高 特
新規採用栄養教諭研修	任用替 新卒者

講座名(略称)	対象
新規採用実習助手研修	実習助手
6年目研修	養栄幼小中義高特
12年目研修	養栄幼小中義高特
常勤講師研修	小中義高特
常勤講師研修(養護助教諭)	高特
新任校長研修	小中義高特
2校目校長研修(小・中・義)	小中義
2年目校長研修(高・特)	高特
新任副校長研修	高
新任教頭研修	小中義高特
2校目教頭研修(小・中・義)	小中義
2年目教頭研修(高・特)	高特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小中義
新任教務主任研修	小中義高特
新任生徒指導主事研修(高・特)	高特
新任進路指導主事研修(高・特)	高特
特別支援学級(小義)・通級指導教室(小中義)新任担当教員研修	小中義
特別支援学級新任担当教員研修(中・義)	中義
特別支援学校新任担当教員研修(特)	特
特別支援学校介護員・介護専門職研修	特
特別支援学校寄宿舎指導員研修	特
校内研修推進リーダー研修	高特
県立学校情報化推進担当者研修	高特
県立高校成績処理担当者研修	高
市町村指導者研修	市町村教委教員研修担当
県立学校はじめての情報化推進担当者研修	高特
学校事務職員主任研修	小中義
学校事務職員主査研修	小中義
学校司書スキルアップ研修	高

②「自ら選択」する講座(幼児教育に関する研修 2講座)

講座名(略称)	対象
感性をはぐくむ幼児教育講座	幼保
保育力向上講座(幼児教育)	幼保小義特

③「自ら選択」する講座(授業改善に関する研修 44講座)

講座名(略称)	対象
授業改善講座 小・義 国	小義
授業改善講座 小・義 社	小義

講座名(略称)	対象
授業改善講座 小・義 算	小 義
授業改善講座 小・義 理	小 義 特
授業改善講座 小・義 音	小 義 特
授業改善講座 小・義 図	小 義 特
授業改善講座 小・義 体	小 義
授業改善講座 小・義・特 家	小 義 特
授業改善講座 小・義 生活	幼 保 認 小 中 義
授業改善講座 中・義 国	中 義
授業改善講座 中・義 社	中 義
授業改善講座 中・義 数	中 義
授業改善講座 中・義 理	中 義
授業改善講座 中・義・高 音	中 義 高
授業改善講座 中・義・高 美	中 義 高 特
授業改善講座 中・義 保健体育	中 義
授業改善講座 中・義 技	中 義
授業改善講座 中・義・特 家	小 中 義 特
授業改善講座 中・義 外国語	中 義 高 特
授業改善講座 高 国	中 義 高 特
授業改善講座 高 地歴公民	高 特
授業改善講座 高 数	小 中 義 高 特
授業改善講座 高 理	高
授業改善講座 高 外国語	中 義 高 特
授業改善講座 高 保健体育	高 特
授業改善講座 高 農業	高
授業改善講座 高 商業	高
授業改善講座 高 工業	中 義 高
授業改善講座 高 情報	高
授業改善講座 高 生活産業	高 特
学習指導の基礎基本(学び方)・学習指導要領の内容や教科の本質を踏まえた授業(各教科) 小・義	小 義
魅力ある授業から学ぶ 小・義	小 義
指導内容の系統性や発展性を踏まえた指導計画と評価(各教科) 小・義	小 義
岐阜県「教科学習Webシステム」に関する研修 小・義	小 義
岐阜県「教科学習Webシステム」活用講座 小・義	小 義
小学校英語教科科対応講座	小 義
「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修 小・義	小 義
学習指導の基礎基本(学び方)・学習指導要領の内容や教科の本質を踏まえた授業(各教科) 中・義	中 義
魅力ある授業から学ぶ 中・義	中 義

講座名(略称)	対象
指導内容の系統性や発展性を踏まえた指導計画と評価(各教科) 中・義	中 義
「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修 中 義	中 義
英語教師の評価改善・充実講座	中 義
英語力向上事前研修 中・義	中 義
英語教師の英語力向上講座 中・義	中 義
「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修 高	高
道徳教育と特別の教科道徳 小・中・義・特	小 中 義 特
道徳教育実践力アップ講座	小 中 義 特

④「自ら選択」する講座(新しい授業デザイン、研究開発に関する研修 12講座)

講座名(略称)	対象
アクティブ・ラーニング対応講座(次世代型教育推進セミナー)	小 中 義 高 特
社会、歴史、公民教材開発講座	小 中 義 高 特
理科教育講座 小・義	小 義
理科教育講座 中・義	中 義
理科教育講座 高	高
研究開発講座 高 国	高
研究開発講座 高 数	高
研究開発講座 高 外	高
研究開発講座 2022年を見据えた新しい英語授業スタイルの研究	高
研究開発講座 高(ホームルーム、みちびき)	高
研究開発講座 高(教育相談研究集録)	高
研究開発講座 高(理科実験教材開発)	高

⑤「自ら選択」する講座(特別活動・学級経営、教育相談に関する研修 16講座)

講座名(略称)	対象
特別活動と学級経営の基礎	小 中 義
特別活動指導力向上講座	小 中 義
学級経営講座 小・義	小 義
学級経営講座 中・義	中 義
HR・学級経営の基礎	高 特
キャリア教育講座	小 中 義
キャリア教育講座	高 特
総合的な学習の時間	小 高 義
実践 生徒指導基礎講座	小 中 義 高 特
不登校・いじめ未然防止講座	小 中 義
教育相談体制づくり講座	小 中 義 高 特
教育相談基礎講座	小 中 義 高 特

講座名(略称)	対象
臨床心理士による児童生徒の発達の段階を踏ました教育相談の在り方	小 中 義 高 特
教育相談実践研修会	小 中 義 高 特
教育相談ワークショップ	高 特
感情コントロールが苦手な児童生徒への対応講座	小 中 義

⑥「自ら選択」する講座(特別支援教育、幼児・児童・生徒への支援に関する研修 19講座)

講座名(略称)	対象
支援を必要とする児童生徒への支援(小・中・義・高・特)	小 中 義 高 特
ユニバーサルデザインの授業づくり(小・中・義・高・特)	小 中 義 高 特
インクルーシブ教育って何?(小・中・義・高・特)	小 中 義 高 特
個別の指導計画と評価(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解①視覚(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解②聴覚(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解③病弱(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解④肢体(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解⑤知的(特)	特
支援を必要とする幼児児童生徒の理解⑥発達(特)	特
特別支援教育講座 ベーシック講座	小 中 義 高
特別支援教育講座 はじめようM I M	小 中 義 特
特別支援教育講座 通常の学級における合理的配慮の提供の在り方	幼 保 認 小 中 義 高 特
特別支援教育講座・心理検査(WISC-IV)分析を中心として	小 中 義 高 特
特別支援教育講座(LD・ADHD等)	小 中 義 高
特別支援教育講座・交流及び共同学習	小 中 義 高 特
特別支援教育講座・医療的ケア専門研修	特
外国人児童生徒への指導力向上講座	小 中 義 高 特
国際理解教育講座(海外派遣)	小 中 義 高 特

⑦「自ら選択」する講座(学校組織活性化、学校組織マネジメントに関する研修 8講座)

講座名(略称)	対象
保護者との望ましい関係づくり	小 中 義 高 特
メンター・メンティの関係に基づく学校組織	高 特
学校テーマに応じた校内研修	高 特
学校組織マネジメント(基礎)『組織開発ファシリテーション』	幼 保 小 中 義 高 特
学校組織マネジメント(発展)『組織開発ファシリテーション』	幼 保 小 中 義 高 特
キャリア教育講座(キャリアカウンセリング)	幼 保 小 中 義 高 特
人権教育講座	幼 保 小 中 義 高 特
コーチング技術をさらに磨く研修講座	幼 保 小 中 義 高 特

⑧「自ら選択」する講座（コンプライアンス、防災安全教育に関する研修5講座）

講 座 名（略称）	対 象
「ヒヤリハット」から始まる危機管理（小・中・義・高・特）	小 中 義 高 特
学校における情報管理・著作権の基礎（小・中・義・高・特）	小 中 義 高 特
危機管理対応講座	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校防災力向上講座（D I G）	幼 保 認 小 中 義 高 特
学校防災力向上講座（H U G）	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑨「自ら選択」する講座（教育の情報化に関する研修 7講座）

講 座 名（略称）	対 象
ICTを活用した授業実践	小 中 義 高 特
授業におけるICT機器活用講座	小 中 義 高 特
情報モラル教育指導者養成講座	小 中 義 高 特
スクラッチを使用したプログラミングと制御講座	小 中 義 高 特
授業で活用するプレゼンテーション講座（発展編）	小 中 義 高 特
ホームページによる県立学校の情報発信講座	高 特
校務のための表計算活用講座	小 中 義 高 特

⑩「自ら選択」する講座（専門性、技能を高める研修 6講座）

講 座 名（略称）	対 象
小学校理科観察実験技能向上講座（各地区開催）	小 義 特
日本の伝統音楽講座	小 中 義 高 特
感性を育む絵画指導講座	幼 保 認 小 義 特
家庭科実技講習会	小 中 義 高 特
英語教師のための外部検定試験	中 義
栽培学習指導者講座	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑪重点講話・特別講話（ワークスタイル、キャリアサポート） 5講座

講 座 名（略称）	対 象
第1回重点講話 2018 【教科指導】～小学校英語教科化・グローバル化に対応した教育環境づくりとは～	幼 保 認 小 中 義 高 特
第2回重点講話 2018 【心の教育】～現実の問題に主体的に対応できる力を育む道徳教育～	幼 保 認 小 中 義 高 特
第3回重点講話 2018 【教育相談】～スクールカウンセリング・問題志向から解決志向へ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
第1回特別講話 2018 【働き方改革】～スマートワークで新たな働き方へ改革～	幼 保 認 小 中 義 高 特
第2回特別講話 2018 【キャリアサポート】～教職員キャリアサポート 意識改革への第一歩～	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑫文化・科学施設体験研修 8講座

講 座 名 (略称)	対 象
授業に活かす考古学講座	小 中 義 高 特
先端科学技術体験講座（光触媒、エネルギー）	小 中 義 高 特
博物館活用講座（岐阜県博物館）	幼 保 認 小 中 義 高 特
博物館活用講座（瑞浪市化石博物館）	幼 保 認 小 中 義 高 特
エコ・サイエンス体験講座（サイエンスワールド）	幼 保 認 小 中 義 高 特
美術館活用講座（岐阜県美術館）	小 中 義 高 特
美術館活用講座（現代陶芸美術館）	小 中 義 高 特
自然体験講座（森林文化アカデミー）	幼 保 認 小 中 義 高 特

⑬自宅等でのe-Learningによる研修 7講座

講 座 名 (略称)	対 象
【e-Learning】英語教員の英語力向上研修（T O E I C）	中 義
【e-Learning】プレゼンテーションソフト入門講座	小 中 義 高 特
【e-Learning】表計算ソフト入門講座	小 中 義 高 特
【e-Learning】表計算V B A講座	小 中 義 高 特
【e-Learning】著作権入門講座	小 中 義 高 特
【e-Learning】I C T活用入門講座	小 中 義 高 特
【e-Learning】多様なニーズに応じた特別支援教育講座	小 中 義 高 特

⑭育児休業からの復帰支援のための研修

講 座 名 (略称)	対 象
育児休業からの復帰支援のための研修	小 中 義 高 特

⑮スクールリーダー養成研修

講 座 名 (略称)	対 象
スクールリーダー養成研修	小 中 義

⑯清流の国ぎふ教師養成塾

講 座 名 (略称)	対 象
清流の国ぎふ教師養成塾	

⑰出前講座 6講座

講 座 名 (略称)	対 象
出前講座（学校組織マネジメントシリーズ）	幼 保 小 中 義 高 特
出前講座（授業改善シリーズ）	幼 保 小 中 義 高 特
出前講座（教育相談シリーズ）	幼 保 小 中 義 高 特
出前講座（特別支援教育シリーズ）	幼 保 小 中 義 高 特
出前講座（I C T活用シリーズ）	幼 保 小 中 義 高 特
出前講座（その他）	幼 保 小 中 義 高 特